

厚木市スポーツの聖地づくり基本計画策定方針（案）

1 計画策定の趣旨

本市では、平成 19 年 3 月に策定した厚木市スポーツ振興計画の策定以降、「スポーツで心がふれあう都市あつぎ」の基本理念のもと、ハード・ソフト両面からさまざまな施策を展開し、市民のスポーツ活動を推進してきました。

しかしながら、市内スポーツ施設の約 7 割が供用開始から 30 年以上経過しており、安全で快適な利用環境を維持するためには、計画的な維持管理が必要な状況にあります。一方で、市民のスポーツへの関わり方が「する」だけでなく、「みる」、「支える」へと多様化する中で、既存施設の活用や改修、新たな施設整備など、機能の再編や用途の見直しも求められています。

こうした課題を踏まえ、本市では、「スポーツをする人、みる人、支える人、みんなが楽しめる環境づくり」を基本理念とする「厚木市スポーツの聖地づくり基本構想（以下「基本構想」という。）」を策定しました。

令和 7 年度に策定予定の「厚木市スポーツの聖地づくり基本計画（以下「基本計画」という。）」では、基本構想で示した理念や方向性を具体化し、本市のスポーツ活動の基盤となるスポーツ施設の整備方針を明確にすることにより、スポーツ施設整備の観点から、スポーツの聖地づくりを推進することを目的とします。

スポーツの聖地の定義

市民スポーツを始めとした「スポーツ活動の推進」、スポーツボランティアの活用などの「スポーツ活動を支える仕組みづくり」等を通して、誰もが一緒にスポーツの価値を享受できる地域社会の実現を目指します。また、トップアスリートのプレーを間近に感じられる「スポーツ環境の整備」を通して、人の流れとまちのにぎわいを創出することで、更なる地域活性化を図るとともに、トップアスリートの応援などを通して、市内外の人々がスポーツの熱気や感動を分かち合いながら、心が熱くなるような一体感を感じられるまちづくりを目指します。

こうしたスポーツを通じたまちづくりにより、市民のシビックプライドが醸成されるほか、多くの人々が「聖地」として憧れを抱き、愛されるまちの姿を、本市の目指す「スポーツの聖地」と定義します。

2 スポーツの聖地づくりに関する経過

本市では、令和5年度に「スポーツの聖地づくり」を政策として掲げ、各種競技の全国大会や公式試合等を厚木市に誘致するための新たなスポーツ施設の整備及び既存施設の再整備に向けた基礎調査等を実施し、基本条件の整理やモデルプランの検討などを行いました。

令和6年度には、スポーツ施設の現状や課題、スポーツ施設整備の基本方針、管理運営の方針、施設類型別の整備方針などについて検討を行い、本市のスポーツ施設整備に関する理念や方針等を示す基本構想を策定しました。

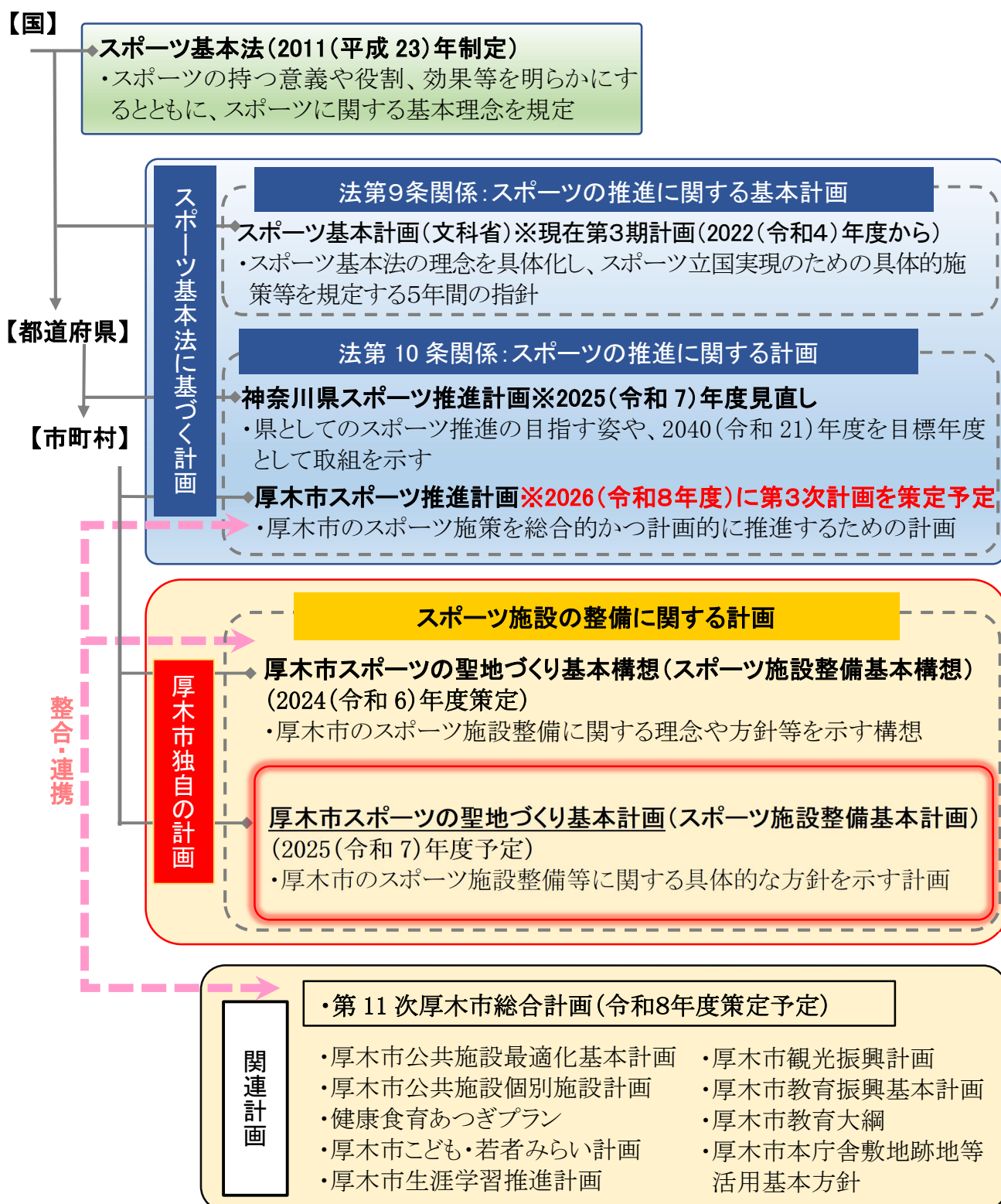
図1 スポーツ施設の整備方針（基本構想抜粋）

スポーツ施設の課題	整備の基本方針
1 施設の老朽化の進行への対応 ・サービス水準の向上 ・定期的なメンテナンスや改修	1 誰もが安心・快適に利用できる施設整備 既存のスポーツ施設については、 <u>安心・安全な施設利用のため必要に応じて改修などを行い、機能性や快適性の向上を図ります。</u> 整備に当たっては、スポーツ需要の変化に対応し、アーバンスポーツ施設を導入するなど、幅広い世代で利用できる施設整備を計画的に行います。また、パラスポーツ等の幅広いスポーツで利用できるような環境の整備を行います。
2 スポーツ需要の変化への対応 ・スポーツ活動の多様化への対応 ・需要変化への対応	2 市民ニーズに対応した施設整備 本市のスポーツ施設においては、 <u>トップリーグや全国大会の試合を開催するための基準を満たしている施設が少ないことなどから、施設の拡充や新たなスポーツ施設の整備について検討します。</u> なお、新規施設は、交通アクセスや周辺の状況を考慮しつつ、幅広いニーズに応えられるよう、様々な意見を伺いながら検討を進めます。また、「支える」スポーツとして、スポーツを観覧する人やスポーツボランティアなど、スポーツに携わる全ての人が利用しやすい環境の整備を検討します。
3 「みる」スポーツの機会創出 ・トップリーグの誘致 ・大規模大会の開催 ・市民参加イベントの充実	
4 施設へのアクセス性の向上 ・アクセスの改善 ・利用機会の確保	3 適切な施設配置による施設整備 本市は、8つの地区があり、施設を新しく整備するなどの際には、利便性や災害リスクも考慮し、適正な配置を検討する必要があります。既存施設の効果的な利活用として、複合的に利用できる施設は多くの維持費用を要することから、専用の利用を主とする施設と多目的利用を主とする施設との役割分担を整理します。また、施設の管理方法や減免制度、施設使用料についても、定期的に見直しを行うとともに、施設の統廃合を含めて検討します。
5 持続性の確保 ・既存施設の効果的な利活用 ・管理運営方法の見直し ・施設使用料の適正化 ・減免制度の見直し	

3 計画の位置付け

基本計画については、現在策定を進める第11次厚木市総合計画と整合を図るとともに、他の関連計画との整合及び連携を図るものとします。また、スポーツ基本法に定める「地方スポーツ推進計画」として位置付けられる厚木市スポーツ推進計画との整合及び連携を図るものとします。

図2 基本計画の位置付け



4 計画期間

基本計画の計画期間は、令和8年度から令和17年度までの10年間とします。

5 基本計画の構成

図3 基本計画の構成

第1章 計画の概要	第3章 スポーツ施設整備の考え方
1 計画の背景・目的	1 基本方針
2 スポーツの聖地とは	2 実施方針
3 対象施設	第4章 既存スポーツ施設の評価と方向性
4 計画期間	1 スポーツ施設の現況評価（1次評価）
5 計画の位置付け	2 スポーツ施設の環境評価（2次評価）
6 国の動向	第5章 新たなスポーツ施設の検討
第2章 本市のスポーツ施設の現状	第6章 個別事業計画
1 人口動向と将来推計	1 対象施設の主な事業計画
2 財政状況	2 個別事業計画
3 スポーツ施設の現状	第7章 計画の実現に向けて
4 対象施設の基本情報	1 フォローアップの実施方法
5 関係団体ヒアリング等の結果	2 推進・取組体制
6 本市のスポーツ施設の課題	3 情報共有・合意形成

6 策定体制

(1) 厚木市スポーツ推進審議会（附属機関）

公募による市民、学識経験者及び関係団体の代表者により構成し、基本計画の策定について、スポーツ魅力創造課の諮問に応じて調査及び審議し答申します。

(2) 厚木市スポーツの聖地づくり検討委員会（庁内検討組織）

関係課等長により構成し、基本計画の策定について、必要な事項の検討を行います。

(3) 市民参加手続

基本計画の策定に当たっては、市民参加条例に基づく意見交換会やパブリックコメントなど、多様な手法による市民参加の機会を設け、市民の皆様の意見を伺いながら取り組みます。

7 策定のスケジュール

基本計画の策定に当たっては、次のスケジュールのとおり、計画的に取り組を進めます。

図4 スケジュール

	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
策定状況		■策定方針		■基本計画（原案）	■基本計画（案）			■計画策定
庁内検討	スポーツの聖地づくり検討委員会での検討							
附属機関				■スポーツ審議会諮問	■スポーツ審議会答申			
市民参加			アンケート ■意見交換会			パブリックコメント		